

秘

事業者團体社案へ第八次案一

二三、四、

昭和廿九年四月廿五日

(目的)

第一條 その法律は、事業者團体の正当な活動の範囲を定め、且つその公正取引委員会に対する届出制を実施することを以て目的とする。

(定義)

第二條 この法律において事業者團体とは、いかなる型態のものであるかを問はず、いかなる社会若しくは契約によつて設立されたものであるかを問はず、登記を要するに準じないものとし、社人であるさないさる問題を、營利の目的とするとしていきたいとし問題をハシメたる構成事業者の事業の地位の大小を問はず、一以上の事業者の結合体ハシメの連合体を含む。一、事業者としての共通の利益を増進することを目的に含むものとし、且つ左に掲げる型態のものを含むものとする。

一、二以上の事業者が主として同居（同居に准ずるものと含む）

である会社、社團法人その他の組織

配している財團法人その他の財團

三、二以上の事業者が組合又は二以上の事業者の契約による結合体

この法律において事業者は、商事、工事、金融業その他の事業を営む者及びそれらの者のためにする行會並行う組合、從業員、代理人等の他の者をいふ。

(届出義務)

第三條 事業者團体は、その成立の日より三十日以内に、又はこの法律施行の際田に事業者團体であるものについては、この法律施行の日より三十日以内に、その旨を公正取引委員会に届け出なければならぬ。一、当該團体の定款、寄附行為、契約又は契約の写

二、理事その他の役員又は代理人（前略第一項第三号に掲げる事業者團体や役員の定めのないものにあつては、組合員又は契約の当事者）とする。一の名簿

三、当該團体が特別の使命に基いて設立されたものである場合には

の規定を記載した専類

事業者團体が解散し、又は前項各号に掲げる事項に變更を生じたときは、その解散又は變更の日より三十日以内に、その旨を公正助引命令に届け出なければならない。

公正助引本会は、前二項の規定による届出に關し必要な事項について規則を定めることができる。

（許容活動）

第四條 事業者團体は、次に掲げる活動に附り、これを行うこととされる。

一 統計等の白璧的標準を受け、既成の事業者の事業に関する情報又は状態を明示することなくその差別化を推しす公刊すること。

二 構成事業者の事業の経営に立ちも目つその事業分野における技能及び能率を向上させようとする技術若しくは科学又は將來の市場に関する情報を公刊すること。

三 構成事業者の間によく公開而且つ無差別的に、研究又は技術若しく

は科学に関する情報の白璧的を極を促進すること。

四 適当な政府機關、工業標準調査会その他能力あり且つ一般に認められた商品標準化の機關又は研究機関に自から協力するのみにまり、商品の品質の改善、技術の改良又は生産若しくは配分の能率の向上に寄與すること。

五 菅齊若しくは宣傳をと又は構成事業者の属する事業分野の利害に關係のある事項について当該團体の立場を明かにする沖縄を行こと。

六 構成事業者の全部又は一部より委任を受けた場合に、委任する者内において、勞働組合を團体を務めを行うこと。

七 輸出貿易に關し商工会議所が事業者の依頼により頭取地証明をするとき。

八 私的独占の禁止及び公正助引の権限に関する法律（昭和二十二年法律第百四十四号以下私的独占禁止法）をいう。一章七十一條その他の規定による公正助引本会命令の権限の施行に協力すること。

六 禁止行旨一

五條

事業者團体は、左の各号の一に該当する行旨をしてはならない。

一 原材料又は計文の割当その他の方法により、生産若しくは配分を統制し、又はその統制を企図すること及び政府機関に対し原材料、商品又は施設の割当のためその頂奪若しくは計画を作成し又は場出すること。

二 私的独占禁止法第四條第一項各号の一に該当する事項の内容とする協定若しくは契約又は同法第六條第一項各号の一に該当する事項を内容とする國際的協定若しくは國際的契約をし又はこれに参加すること。

三 構成事業者相互通の間、構成事業者これに助資、委員その他経営上の利益を供給する者若しくは顧客との間又は構成事業者との競争者との間の取引を不当に拘束し若しくはそのおそれのある又はこれららの者の間の対價を抑制し若しくはその處のある契約その他の合意をし又はこれに参加すること。

四 將來の対價若しくは勘定條件又は確定の分割に関する精算の配布その他の方法により、対價を統制し若しくは決定し、又は対價に影響を與えるための行為をすること。

五一 定の事業分野における現在又は將來の事業者の数を制限し、又はその制限を企図すること。

六 特定の事業者を公認し若しくは推薦する表、特定の事業者を排斥するための表又は特定の事業者の事業内容、経理若しくは信用の状態を誤り傳える情報の配布その他の方法により、特定の事業者に利害又は不利を與えること。

七 構成事業者に対し、その販賣、便益、取引條件、計文、在庫、生産若しくは設備能力又は經理、事業活動若しくは取引上の便宜に關係する報告の提出を強要し、又は構成事業者の承諾なくその事業内容について助言し、監査し若しくは調査すること。

八 構成事業者の機能又は活動を制限し、又はその制限を企図すること。

- 九 営業用の施設を所有し若しくは經營し、又は株式へ社員の持分を含む。以下同じ。一若しくは社債を所有すること。
- 十 自然科学に関する研究を実施するための施設を所有し、又は經營すること。併し公正取引委員会の認可を受けてこれを所有し又は經營する場合、この限りではない。
- 十一 特許権の所有し若しくは支配し、又は特許権の実施の許諾若しくは共同利田のために幹旋その他の便益を供すること。
- 十二 構成事業者その他の者のために、融資をすること。
- 十三 購買、販賣、生産、製造、加工、荷役、保管、輸送、配分その他の營業に従事すること。
- 十四 構成事業者その他の者のために、取引の代理人となり、又は事業に関する契約をすること。
- 十五 構成事業者その他の者のために、集金を行うこと。
- 十六 構成事業者その他の者の間の紛争を仲裁し若しくは解決し、又はその仲裁若しくは解説の手配を企図すること。
- 十七 不當に、立法又は政府の政策に影響を與えること。
- 十八 入札の取次その他の方法により、公私の注文の入れに参加しそれを規制し、又はこれに影響を與えること。
- 十九 前各号に掲げるものの外前條各号に掲げた活動の範囲を超えて行ふ
- 事業者團体は、何等の名義を以てするかを問はず、前項の禁止又は制限を免れる行為をしてはならない。
- 公正取引委員会は第一項第十号但書の認可の申請があつた場合に於いて、当該團体が左の各号に掲げる事件を備えてゐる場合にはこれを許可する事が出来る。
- 一 当該團体の加入がその構成事業者の属する事業分野における全ての事業者に対し不当な條件を附すことなくその能力に應じて加入できるよう公正取引の無差別な條件で開放されていること。
- 二 当該團体の構成事業者がその事業分野における比較的小数の有力な事業者に限られていることがなく、且つ、調決権の行使、事業活

勧又は当該施設の所有又は經營より生ずる諸利益が比較的小額の有力な事業者により支配されていむいき。

三

当該團体の構成事業者が当該施設の所有又は經營より生ずる諸利益を當該團体に対する出資若しくは寄附金の多寡又は事業規模の大小等にかかわらず利用することができること。

過度経済力集中排除法第十一條の規定に基く決定指令又は各の機関に基いて事業者團体が自然科學に関する研究を実施するための施設を所有し又は經營する場合には第一項第十号の但書の規定による公正取引委員会の認可是これも必要としない。但しこの場合においては遅滞なくその旨を公正取引委員会に届け出なければならない。

公正取引委員会は前二項の規定による認可の申請及び届出に關し必要と相則を定めることができる。

(適用除外團体)

第六條 この法律の規定へ第三條を除くことは、左に掲げる團体に對しては、これを適用しない。

一 証券取引法の規定に基いて設立された証券取引所、商品取引所法の規定に基いて設立された商品取引所、証券取引所又は商品取引所に附屬する決済機関及び手形法及び小切手法の規定に依り指定された手形交換所、但し決済機関並び手形法及び小切手法の規定により指定された手形交換所については、その正當な機能を遂行するに必要な程度に限る。

二 左に掲げる法律の規定に基いて設立された團体

イ 北海道土功組合法

ロ 森林法

ニ 農地整理法

ホ 馬匹組合法

ヘ 畜業組合法

ト 牧野法

チ 豊村負債整理組合法

リ農業協同組合法

又農業協同組合自治監督法

ル農業團体法

ラ水産業團体法

ワ農業災害補償法

力健康保険法

タ太船保険法

レ農林中央金庫法

ソ商工組合中央金庫法

三 私的独占禁止法 第二十四條 各号に掲げる事件を備え日つ左に掲げ
る特別の法律の趣旨に基いて設立された協同組合其の他の團体

イ産業組合法

ロ埠車賣法

ハ漁船保險法

上會業組合法

ホ市街地信用組合法

ヘ春糸業法

ト林業令法

チ商工協同組合法

四 閉鎖機関令第一條の規定に基いて指定された團体

五 臨時物資需給調整法附則第二項の規定に基いて指定されている團
体

六 臨時物資需給調整法に基く命令の規定に依り指定配給物資の出荷
機關、集荷機關、荷受機關及び販賣業者として登録された事業者團
体、但し、この法律施行後六ヶ月を終たときはこの限りではない。

(適用除外行爲)

第七條 第五條の規定は、事業者團体が法令の規定で左に掲げるもの又はその法令の規定に基く命令によつて行う正当な行爲には、これを適用しない。

一 地方鉄道法第二十五條第一項(軌道法第二十六條において準用する場合を含む。)

二 道路運送法第二十三條及び第二十四條第一項(他の運送事業者又は小運送業者との連絡運輸、共同経営及び運輸に関する協定に関する部分に限る。)

三 煙草專賣法第二十條の二

四 電氣測定法第七條

五 船舶安全法第八條及び第二十八條

六 重要輸出品取締法第二條

七 輸出綿織物取締法第一條

八 輸出水產物取締法第一條

九 輸出毛織物取締法第一條

十 昭和二十年勅令第五百四十二号

(排除措置)

第八條 第五條の規定に違反する行爲があるときは、公正取引委員会は、事業者團体に対し、第九條に規定する手續に従い、当該行爲の差止、資産の処分、当該團体の解散その他該行爲の排除に必要な措置を命ずることができる。

(手續)

第九條 違反事實の報告、事件の調査、審判、審決の取消又は變更の訴、検査、總長に対する告発その他事件処理の手續及び訴訟に関する私的独占禁止法第四十五條乃至第六十四條、第六十六條第二項、第六十七條乃至第七十條、第七十三條乃至第八十三條、第八十八條の規定及びこれらの規定に基く命令又は規則並びに公正取引委員会の权限に関する同法第四十條乃至第四十四條の規定は、この法律の規定に違反する事實、事件及びこの法律の規定に違反する犯罪並に公正取引委員会がこの法律の目的

おいて、これらの規定中「事業者」とあるのは「事業者團体」と、一私的独占をし、不当な取引制限をし、若しくは不公正な競争方法を用いてゐると認める場合又は不当な事業能力の障害があると認める場合」とあるのは第一條の規定に違反すると認められる場合」とあるのは第二十條に規定する措置」と、「私的独占、不当な取引制限又は不公正な競争方法に該当する場合のある行為」とあるのは「第八條の規定に違反する場合のある行為」と読み替えるものとする。

公正取引委員会は、第五條第三項又は第十三條第二項の規定による認可の申請があつた場合において当該申請を棄却せしめないと認めるときは、審決を以てこれを却下しなければならない。

(報告)

第十條 公正取引委員会は、この法律の遵守を図るため、事業者團体に対し、必要な警告、情報等しくに資料の提出を求めることができる。(検察官)

第十一條 公正取引委員会の職務の執行及び職員は、この法律の規定に違反する犯罪に関する訴訟を提起することが出来る。

第十二條 左の各号の一に該当する訴訟については、同一の裁判権は、東京高等裁判所に属する。

一 公正取引委員会の審決に係る訴訟

二 第十四條第一項各号の事に係る訴訟

前項に掲げる訴訟事件及び第十九條において準用する事項は、同法第百七十七条第一項の規定により東京高等裁判所に該当した場合に令状が取り扱うものとせる。

(審理の特徴)

第十三條 営業者團体が成立した際又はこの法律施行の際営業者團体が現に所有する營業用の施設、自然科學に関する研究を実施するための施設、

株式又は社債（昭和二十二年政令第二百三十八号及び第二百三十九号並に昭和二十三年政令第四十三号の規定に基き処分すべきものを除く。）及び特許権は営業者團体成立の日又はこの法律施行の日のいづれか遅い日より九十日以内に、これを処分しなければならない。

前項の場合において営業者團体が現に所有し又は經營する自然科學に関する研究を実施するための施設につきこれを引継ぎ所有し又は經營しようとする場合には、その旨を前項の期間内に公正取引委員会に届け出て、その認可を受けなければならぬ。

第五條第三項の規定は、前項の届出があつた場合にこれを準用する。

第五條第四項及び第五項の規定は、前三項の場合にこれを準用する。

公正取引委員会は、特別の事情があると認めるときは、由請により、第一項に規定する期限を延長することが出来る。この場合及び第二項の規定による届出があつた場合において、申請又は届出をした日よりその為認又は抑下の日までの期間は、これを九十日の期間に算入しない。

事業者團体は第一項の規定による区分をした日より三十日以内に、処分の内容を記載した報告書を、公正取引委員会に提出しなければならない。

公正取引委員会は、第一項第五項及び第六項の規定による申請又は報告の手続に関する事項について罰則を定めることが出来る。

（罰則）

第十四條 この法律の規定違反に対する罰則は左の各号に掲げるものとする。

一 總額の規定に違反した者はこれを二年以下の懲役若しくは、三万円以下の罰金又はその両者に処する。

二 公正取引委員会の審決に違反した者は、これを二年以下の懲役、若しくは三万円以下の罰金又はその両者に処する。

三 第三條の規定に違反し届出を怠り又は虚偽の届出をした者は、これを一年以下の懲役若しくは二万円以下の罰金又はその両者に処分する。

四) 前條第一項又は第二項に規定する期限内に営業用の施設、科学に関する研究を実施するための施設株式、社債若しくは、弊許権を処分せず又は同條第三項の規定による報告書を提出せず若しくは虚偽の報告書を提出した者は、これを一年以下の懲役若しくは五千円以下の罰金又はその両者に処する。・

五) 第十條の規定に違反し、報告、情報若しくは資料を提出した者はこれを五千円以下の罰金に処する。・

前項各号に該当する者は、その違反行為をした者及びその違反の計画を知りその防止に必要な措置を講ぜず若しくはその違反行為を知りその是正に必要な措置を講じなかつた事業者團体へ法人であるとしないと問はずない」の理事、役員、代理人、代表者、組合の幹部を執行する者、管理人、清算人、株主、社員（社員に準ずる者を含む）その事業者團体の構成事業者へその者が他の事業者を代表している場合には、その事業者を含む。・又第二條第一項第三号の契約の当事者をいう。・

第一項の違反のあつた場合には本人であるとないとかゝわらずその事業者團体に対しても第一項が各本号の罰金刑を科する。・

前項の規定により法人でない事業者と本を併罰する場合においてはその代表者又は管理人がその訴訟行為につき、その事業者團体を代表する外、法人を被告人とする場合の刑事訴訟に該する法律の規定を準用する。・

第二項の事業者團体の構成事業者へ法人その他の團体である場合には第三項及第四項の規定を準用する。・

此の場合においてこれらの規定中「事業者團体」とあるのは、「事業者團体の構成事業者」と読み替えるものとする。
私的の独占禁止法第十九条第一項において同法第四十條、第四十六條の規定を準用する場合の違反にこれを準用する。・

（附加制裁）

第十五條 裁判所は、充分な理由があると認めるときは、前條第一項各号に規定する刑の言渡と同時に、事業者團体の運営を停止することが出来る。・

前項の規定により、解散が宣告された場合には、他の法令の規定又は定款その他の定めにかかるわらず、事業者團体は、その宣告により解散する。

(告発)

第十六條 第十四條第一項各号の罪は、公正取引委員会の告発を待つて、これを論ずる。私的独占禁止法第十九條第二項及び第四項の規定は、この場合の告発に、これを準用する。

公正取引委員会は、前項の告発をするに当たり、その告発に係る犯罪について、解説の宣告をすることを相当と認めるとときは、その旨を告発の文書に記載することができる。

(私的独占禁止法の不變更)

第十七條 私的独占禁止法の規定及びその規定に基く公正取引委員会の权限は、この法律の規定によつて變更されることはない。

附 則

(施行期日)

第十八條 この法律は、公布の日から、これを施行する。

(違反する法令及び契約)

第十九條 この法律施行の際現に存する法令の規定又は定款、告附行為若しくは契約でこの法律の規定に違反するものは、この法律施行の日から、その効力を失う。